

奉寄進
陸奥國會津郡藤原郡岩崎
村内字津野坊平水沢事
但被下者可權停止示現寺
即永代奉寄進也仍狀如件
永和三壬午月五日

正秀寄進狀

奉寄進

陸奥國會津郡藤原郡岩崎

村内字津野坊平水沢事

但於彼所者万難停止示現寺

限永代奉寄進也仍狀如件

永和三壬午月五日

正秀(花押)

註 ① 耶麻郡 ② 岩崎村。現在の喜多方市岩月町上岩崎・下岩崎・宮前・熱塩加納村字津野・坊平・水沢のあたりは岩崎村と称していたとがわかる ③ 万難公事といふ難儀のこと ④ 応永二年六月十三日の大郎丸盛次(沙弥正乘)寄進状などからみると、正秀は太郎丸氏の一族と推定される
解説 正秀といふ人物が、示現寺に対して岩崎村内の字津野・坊平・水沢の地を寄進し、その土地の万難公事を停止したものである。
押切川東岸の字津野・坊平・水沢の三集落が、当時岩崎村に属していたことがわかる。

奉進 示現寺
陸奥國會津郡藤原郡岩崎
村内字津野坊平水沢事
但被下者可權停止示現寺
即永代奉寄進也仍狀如件
永和三壬午月五日

大郎丸盛次寄進狀

註 ① 耶麻郡 ② 現在の耶麻郡山都町小布瀬原 ③ 太郎丸村(現在の喜多方市豊川町太郎丸)の領主

解説 太郎丸盛次がその惣領から十貫文借錢の質にとつた小瀬村のうち、田四千疋の土地を示現寺に寄進したものである。太郎丸の惣領は黒川の壺名氏であり、太郎丸氏は壺名氏の庶子であつたものと思われる。

応永十一年甲申十月初七日

且那太郎入道沙弥正乘(花押)

此旨寄進之狀如件

行之間不可有異儀申候仍以

且那太郎丸入道沙弥正乘子孫知

為十貫文借錢之奉償之者也

右任之田者雖為惣領配分之地

合田四千疋者

之内事

陸奥國會津郡藤原郡新田惣小瀬村

領沙

寄進

「寄進 示現寺」(端裏書)